

<法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き [新様式] 2017年4月 (2017.3.21～2017.4.17)

法令情報

1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜経済産業省令第34号＞(2017.3.31公布、2017.4.1施行)

2ヶ月前の意見募集2が公布されました。省エネ法の定期報告の様式8、9等の変更を含む、新規にエネルギー管理指定を受ける工場のエネルギー使用量報告や法人番号欄の追加、京都メカニズムクレジット報告欄の削除等の様式変更の内容です。

省エネ法に基づく特定事業者に適用されます。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620117010&Mode=2>

2-1. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

＜内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号＞(3件共2017.3.31公布、2017.4.1施行)

-2. 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件の一部を改正する件

＜経済産業・環境省告示第4号＞

-3. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、特定排出者コード、

都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件の一部を改正する件

＜経済産業・環境省告示第5号＞

京都メカニズムクレジットに係る内容の削除及び同内容に係るCO2排出量等報告の様式1の表5等が変更しました。

温対法に基づく特定排出者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103832.html>

3-1. 特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を

設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第3号＞

(2件共2017.3.30公布、2017.4.1施行)

-2. 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の

判断の基準を定めた件の一部を改正する件 ＜経済産業省告示第64号＞

省エネ法に基づく特定事業者による中長期的な計画の作成のための指針等が改正しました。-1はネットワーク対応やデータ取得機能付設備導入・運用による生産効率化並びにシミュレーション技術による事前検証の活用等の内容追加、-2はエネルギー使用の合理化の基準例としてボイラーや動力設備等の新設時に講じるべき、エネルギーの効率的利用のための内容等が追加されました。

該当設備を導入する省エネ法に基づく特定事業者に適用されます。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620117019&Mode=2>

4. 容器包装リサイクル法に係る改正 全13件 (2017.3.30及び2017.3.31公布、2017.4.1施行)

-1. 特定事業者責任比率の一部を改正する件

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第1号＞(以下8件 2017.3.30公布)

-2. 再商品化義務総量の一部を改正する件 ＜同 第2号＞

-3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第1号に

規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 ＜同 第3号＞

- 4. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号イに
規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 <同 第4号>
- 5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ロに
規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件 <同 第5号>
- 6. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ニに
規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 <同 第6号>
- 7. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第13条第2項第3号に
規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 <同 第7号>
- 8. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第12条第2項第2号ニに
規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件<経済産業・環境省告示第3号>
- 9. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号> (以下5件 2017. 3. 31公布)
- 10. 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令
<経済産業・環境省令第1号>
- 11. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、
平成29年度以降の5年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定める件
<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第8号>
- 12. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第7条の3第2号に
規定する主務大臣が定める単価の一部を改正する件 <同 第9号>
- 13. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6号の規定に基づき
主務大臣が指定する保管施設を指定した件 <同 第10号>

特定容器利用事業者等の排出見込量の簡易算出比率や、特定分別基準適合物の再商品化義務総量・業種別比率等が一部引き上げられました。

特定容器利用事業者・特定容器製造等事業者・特定包装利用事業者に適用されます。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20170330/20170330g00067/20170330g000670102f.html>

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20170331/20170331g00069/20170331g000690132f.html>

5-1. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第4条第2項の地域及び

特定有害廃棄物等を定める省令の一部を改正する省令

<経済産業・環境省令第2号> (2件共 2017. 4. 7 公布、2017. 6. 1 施行)

-2. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第3条の規定に基づく同条第1号から

第4号までに掲げる事項の一部を改正する件 <経済産業・環境省告示第7号>

2ヶ月前の意見募集7が公布されました。日本から再利用目的の鉛蓄電池をOECD加盟国へ輸出する際に環境大臣確認が追加されます。-2にて確認内容の基本的事項が定められ、輸出する際に輸出・運搬・輸入・処分者間の契約内容や環境の保全上適正な措置がされているか等の確認がおこなわれます。

該当品を当該地域へ輸出する事業者は遵守願います。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103619.html>

6. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 <政令第60号> (2017. 3. 29 公布、2017. 6. 1 施行)

2ヶ月前の意見募集6が公布されました。自動車や家電製品の各種プラスチックの難燃剤等に使用されている、三酸化二アンチモン等が特定化学物質の第2類物質に指定され、題記法に基づく作業主任者の選任及び健康診断の受診等の義務が課され、作業環境測定及び健康診断の結果等を30年間保管することが必要になります。但し作業主任者の選任および作業環境測定は2018. 6. 1から実施されます。

同物質を製造・取扱う作業をしている事業者に適用されます。

<参考>厚労省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000154634.html>

7. 粉じん障害防止規則 及び じん肺法施行規則の一部を改正する省令

＜厚生労働省令第 58 号＞(2017. 4. 11 公布、2017. 6. 1 施行)

船倉内で鉱物をかき集める等の作業後の清掃作業が粉じん作業に追加され、呼吸用保護具の着用、換気の実施並びに健康診断をおこなうことが義務付けられました。

該当作業をおこなう事業者は遵守願います。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160396&Mode=2>

8-1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 11 条の規定に基づき優先評価化学物質の

指定を取り消した件 ＜厚生労働・経済産業・環境省告示第 2 号＞(2017. 3. 30 公示)

-2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 5 項の規定に基づき優先評価化学物質と

して指定した件 ＜厚生労働・経済産業・環境省告示第 5 号＞(以下 2 件 2017. 4. 3 公示)

-3. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 5 項の規定に基づき指定した

優先評価化学物質の指定を取り消した件 ＜同 第 6 号＞

化審法に基づき、-1、-3 は優先評価化学物質に指定されていた 11 物質が一般化学物質に変更、-2 は新たに 16 物質が優先評価化学物質に指定されました。

該当物質を年間 1 トン以上輸入・製造をおこなう事業者は届出が必要です。

＜参考＞経産省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_170330.html

＜参考＞経産省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_17040301.html

9-1. 労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件

＜厚生労働省告示第 85 号＞(2 件共 2017. 3. 27 公表)

-2. 労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件

＜同 第 86 号＞

労安法に基づき製造又は輸入業者から届出のあった物質のうち、-1 は 215 物質が新規化学物質として公表されました。-2 は有害性がない物質として 1 物質が公表されました。

該当物質を輸入・製造をおこなう事業者に適用されます。

＜参考＞厚労省ホームページ <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc01.htm>

一般情報

1. 2015年度大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果) (2017. 3. 30環境省)

大防法に基づき実施された大気環境モニタリングの調査結果が公表されました。環境基本法に基づき環境基準値が設定されているベンゼン・トリクロロエチレン等、有害大気汚染物質 4 種類については、すべての観測地点において基準を下回っており、測定値も年々減少しています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103841.html>

2. 2015年度の大気汚染防止法の施行状況について (2017. 3. 21環境省)

大防法に基づく規制対象施設等への立入検査は 34 千件(前年比+2000)、うち行政指導は 7 千件(同+400)、改善命令等は 8 件(同+7)と増加傾向にあります。特に 2014. 6 に施行された改正大防法での規制強化により、特定粉じん排出等作業に係る件数が増加しています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103755.html>

3. 廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等の測定結果について (2017. 3. 24環境省)

2015年度一般及び産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果が公表されました。一廃

焼却施設からの排出量合計は24g-TEQ/年(前年比▲3g)、産廃焼却施設からの排出量合計は19g-TEQ/年(前年同)でダイオキシン類対策法に基づき設定された基準値を4年連続下回りました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103836.html>

4. 2015年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について (2017. 3. 28環境省)

題記法に基づく特定施設数は大気基準 95 百施設(前年比▲300)、水質基準 37 百施設(同▲100)あり、同法に基づく立入検査は大気 39 百件(同▲500)、水質 8 百件(同▲10)、改善命令等は大気 4 件(同▲1)、水質 0 件(昨年同)でした。また 2015 年度末現在、土壌汚染対策地域に指定されている地域は 3 地点(同▲3)あります。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103803.html>

5. 土壌ガス調査に係る採取及び測定方法を定める件の一部を改正する件

〈環境省告示第36号〉 (2017. 3. 31公布、2017. 4. 1施行)

2017. 4. 1 から土対法の特定有害物質に指定されたクロロエチレン(塩化ビニルモノマー)の土壌ガス調査に係る分析方法が定められました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

6. PCB 廃棄物の早期処理に係る広報の取組についてー 処分期間が最短で残り 1 年 ー

(2017. 3. 30 環境省)

高濃度 PCB 廃棄物について、九州・沖縄・中国・四国各県(JESCO 北九州事業所の事業対象地域)に保管されている変圧器・コンデンサー等については、2018 年 3 月末までに JESCO に処分委託することが義務付けられており、残り 1 年を迎えました。環境省はポスター・チラシを作成、掲示・配布するとともに、SNS 等の広報ツールを活用して一刻も早い処理の達成に向けた広報活動を展開します。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103874.html>

〈参考〉環境省ホームページ <http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

7-1. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2017. 3. 31環境省)

-2. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2017. 4. 3環境省)

愛知県弥富市の中部環境ソリューション合同会社の洗浄施設、北海道電力株式会社の北海道苫小牧市の洗浄施設が廃棄物処理法に基づく大臣認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103861.html>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103862.html>

8. 2015年度の温室効果ガス排出量(確報値)について (2017. 4. 13環境省)

2015年度の全ガス排出量は13億3千万t(前年度比▲4千万t)で内CO₂は12億3千万tでした。CO₂の部門別排出量は産業部門(工場)が4億1千万t(同▲13百万t)、業務部門(事務所等)が2億7千万t(同▲9百万t)で2年連続で減少しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103922.html>

9. 2016年度地中熱利用状況の結果について (2017. 3. 23環境省)

地中熱は、天候・地域に左右されない安定した再生可能エネルギーとして、事務所・住宅等の空調・給湯等様々な用途に用いられ地球温暖化対策に寄与しています。2016年3月末でのヒートポンプ等の設備設置件数は6877件(前回調査比+20%)に増加しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103827.html>

10-1. 低排出ガス車認定実施要領の一部を改正する件 <国土交通省告示第 248 号>

(以下 2 件 2017. 3. 29 公布、2017. 4. 1 施行)

-2. 自動車燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する件

＜国土交通省告示第249号＞

-3. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

＜国土交通省告示第315号＞(2017.4.4公布、同日施行)

-1、-2は普通自動車等の燃費基準達成判定の試験法にWLTCモード法が採用されたことに伴う、題記要領への内容追加並びに不正発覚時、大臣が認定や評価の取消をおこなう等の項目追加です。-3は排出ガス・燃費算定試験法のWLTCモード法において、走行抵抗の測定方法に風洞法を追加する等の改正です。

＜参考＞国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000182.html

11. 我が国の食品ロス・食品廃棄物等の利用状況等

(2014年度推計)の公表について (2017.4.11環境省)

2014年度の食品廃棄物等の量は28百万t(前年度比▲22万t)、うち食べられるにもかかわらず廃棄された食品ロスは6百万t(同▲11万t)といずれも減少傾向です。食品ロスは国民一人あたり毎日お茶碗一杯分を廃棄しているのに相当し、環境省は宴会時の食べ残しを減らす「3010運動」(最初の30分と最後の10分は食べる時間にする)の普及啓発をしています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103939.html>

12. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針の変更の件

＜経済産業・環境省告示第6号＞(2017.4.5公表)

使用済小型電子機器等の再資源化実施について目標評価年度である2015年度の実績が7万tと目標の半分であったことから、目標評価年度が2018年度に変更されました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103913.html>

13. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく

再資源化事業計画の認定について (2017.3.31環境省)

広島県広島市の株式会社イー・アール・ジャパンが小型家電リサイクル法に基づく収集地域拡大の大臣認定を受けました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103887.html>

＜参考＞経産省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/11/ichiran.html

14. 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示

＜経済産業省告示第41号＞(2017.3.21公布、同日施行)

題記告示で適用除外に指定されている、圧力容器封板開放装置付き自動二輪車用着衣型エアバッグの火薬量基準が0.32g以下に緩和されました。

＜参考＞経産省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2017/03/290321.html

＜参考＞経産省ホームページ http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/kayaku/kakouhin_wg/005_haifu.html

15. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも

該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める件

＜厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号＞(2017.3.27公示)

3ヶ月前の意見募集1が公布されました。化審法で製造数量等の届出不要の化学物質が追加されました。

＜参考＞経産省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/bulletin_fuyou.html

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103507.html>

意見募集情報

1. 「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案に対する意見の募集について (2017. 3. 28環境省)

生活環境を損なう恐れのある物質、特定悪臭物質のうちアンモニアについて測定可能な分析手法に、イオンクロマトグラフ法が追加されます。環境省は同案に対する意見を2017. 4. 26まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103890.html>

公募情報

1. 2017 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (CO2 削減ポテンシャル診断推進事業)

に係る公募・説明会開催について (2017. 4. 10 環境省)

CO2 排出量が年間 50t 以上 3000t 未満の工場・事業所等を対象にした、CO2 削減ポテンシャルの診断及び同結果を元に導入する低炭素機器費用の一部を支援する事業の公募です。2017. 5. 31 まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103919.html>

2. 2017 年度地域連携・低炭素水素技術実証事業の公募について (2017. 4. 17 環境省)

環境省は地域の再生可能エネルギー等を活用して水素を製造、貯蔵、輸送、供給し、燃料電池や燃料電池自動車等へ利用するまでの一貫した水素サプライチェーンの実証事業の公募を 2017. 6. 9 まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103934.html>

以 上